

「旧西友枝小学校」愛称募集!

旧西友枝小学校は、上毛町の中山間地域の活性化を目的に地域の拠点施設、また他地域との交流拠点施設として生まれ変わります。来年春のオープンに向けて、皆さんから「施設の愛称」を募集します。親しみやすく、覚えやすい愛称をおまちしております。



1. 施設の概要

体験ふれあい学習、田舎の居酒屋・生き生きサロン、歴史資料館(西友枝の歴史を紹介)、オープンカフェ・貸しギャラリー、各種団体の活動支援、農産物直売所。

※このほか、盆踊りや地区運動会など従来の自治会活動を支援します。

2. 応募資格

町内外在住、年齢、プロアマなど一切問いません。どなたでも応募は自由にできます。また、一人何点でも応募できます。

3. 応募方法・応募期間

上毛町役場、大平支所、唐原コミュニティセンター、西吉富コミュニティセンター各ロビー備え付けの「応募用紙」に必要事項記入のうえ、応募箱に投函してください。又は大平支所総合窓口課へ郵送してください。また、「応募用紙」以外でも応募できますのでお問い合わせください。締め切りは、12月16日(必着)までとさせていただきます。

4. 審査と表彰

西友枝体験交流センター(仮称)運営委員会で審査し、上毛町が決定します。採用作品1点及び優秀作品若干名には、表彰状と記念品を差し上げます。

※作品の著作権、商標権、一切の権利は、上毛町に帰属します。採用作品は本施設の愛称とし、銘板やサイン計画、広報、PR資料などに使用します。

●問い合わせ先 大平支所 総合窓口課 〒871-0993 築上郡上毛町大字東下1512番地 TEL 72-2111

～国民年金～ カラ期間にご注意ください

よく、「老齢基礎年金を受けるのに加入期間が数年足りなかった」といった深刻な話を耳にします。ここで忘れがちになるのがいわゆる「カラ期間」です。

老齢基礎年金を受けるためには、公的年金制度の保険料を納めた期間と免除された期間の合計が25年(300月)以上であることが必要です。この25年にはカラ期間も含まれることになっていますが、カラ期間を加入期間に含めるためには届出が必要です。まずはご相談ください。



よくあるカラ期間の例

- ① 昭和36年4月から昭和61年3月までの間にサラリーマンなどの被扶養配偶者だった期間
- ② 平成3年3月以前に学生だった期間
- ③ 海外に住んでいた期間

※カラ期間を除いて、加入期間の合計25年(300月)以上を満たしている方は届出の必要がありません。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)

国道10号4車線化のお知らせ

舗装工事を実施している国道10号豊前拡幅の下野地交差点から大池公園入口交差点までの約0.9kmが平成23年12月下旬に4車線開通する見通しです。工事完成までの間、大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

4車線開通の日時につきましては、別途記者発表にてお知らせする予定です。

●問い合わせ先 国土交通省 北九州国道事務所 工務課 TEL 093-951-7981



平成24年4月1日から京築広域景観計画に基づく届出制度が始まります

福岡県では、京築地域の良好な景観を守り育てるため、12月2日に景観法に基づく「京築広域景観計画」を策定し、「福岡県美しいまちづくり条例施行規則」を一部改正しました。

この改正に伴い、平成24年4月1日以降、本町区域内で一定規模以上の行為を行う場合は、県への届出が必要になります。

■届出対象区域

荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町の区域

※詳細は、福岡県ホームページ又は下記の問い合わせ先で閲覧できます。

●問い合わせ先

福岡県建築都市部都市計画課 都市政策係
TEL 092-643-3712 (E-mail) toshi@pref.fukuoka.lg.jp
企画情報課 TEL 72-3111(内線123)

友枝保育所跡地を分譲します

◎宅地分譲対象者

住宅を建築するために宅地を必要とする方

※住所地などの制限はありませんが、土地売買契約締結日から3年以内に住宅を建築することなどの条件があります。

◎分譲地の所在及び分譲価格

区画番号	所在地番	面積(m ²)	分譲価格(円)
区画1	東下1512番地2	476.10	2,285,280円
区画2	東下1512番地3	325.37	1,561,776円
区画3	東下1512番地5	521.58	2,503,584円
区画4	東下1512番地6	300.03	1,440,144円

※分譲価格:4,800円/㎡

◎申し込み方法

受付期間内に以下の書類を総務課に提出してください。(各1部)

- ・上毛町宅地分譲申込書
- ・住民票謄本(同居家族全員が記載されているもの)
- ・分譲代金を支払うことができることを証する書類(預貯金残高証明書・金融機関融資証明書など)

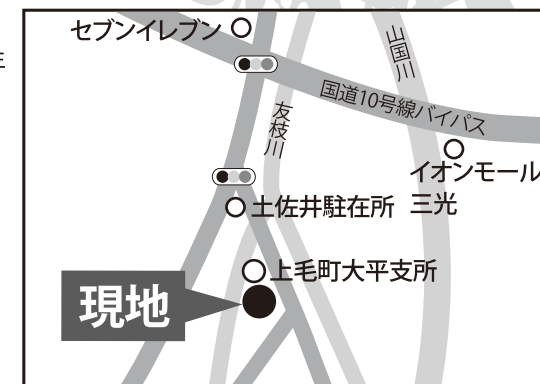
※申し込みに必要な書類は、役場総務課に用意しています。
書類配布開始日 12月5日(月)～

◎受付期間 12月20日(火)～1月20日(金)

祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く
平日の8:30～17:15

●問い合わせ先 総務課 財政係 TEL 72-3111(内線117)

■位置図



■分譲地図



平成24年 成人式

1月4日(水)げんきの杜 多目的ホール

- ◎ 10:00～受付 ◎ 10:30～式典 ◎ 11:00～記念講演
- ◎ 12:00～記念撮影

講師 杏林大学外国語学部教授 金田一 秀穂 氏

演題 「言葉の力」 ※一般の方も聴きいただけます。

■ 服装は洋装でも和装でもかまいません。

※住民票を他市町村に移している方も参加できますので、まだ出席案内が届かない方は12月12日(月)までにご連絡ください。

●問い合わせ先 教務課 社会教育係 TEL 72-3111(内線173)

